



鳥取県公報

令和5年9月12日（火）
第9529号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（442）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（443）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	身体障害者福祉法による医師の指定（444）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定の解除（445）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定（446）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防・日常生活支援事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ライオンハート	米子市熊党181-2	ヘルパーステーションオルカ	米子市熊党129-23	訪問介護	平成30年9月4日
〃	〃	〃	米子市熊党181-2	〃	令和3年10月1日
〃	〃	デイサービスエレファント	米子市熊党129-23	地域密着型通所介護	平成30年9月4日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ライオンハート	米子市熊党181-2	ヘルパーステーションオルカ	米子市熊党129-23	第1号訪問事業による支援に相当する支援	平成30年9月4日
〃	〃	〃	米子市熊党181-2	〃	令和3年10月1日
〃	〃	デイサービスエレファント	米子市熊党129-23	第1号通所事業による支援に相当する支援	平成30年9月4日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
株式会社ライオンハート	米子市熊党181-2	ケアプランセンターアイビス	米子市熊党520	令和3年10月1日

鳥取県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人保健施設、居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
介護老人保健施設サンライズひえづ	西伯郡日吉津村大字今吉202-1	令和5年7月15日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	西伯郡大山町富長755-5	介護老人保健施設サンライズひえづ	西伯郡日吉津村大字今吉202-1	通所リハビリテーション、短期入所療養介護	令和5年7月15日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-18	訪問介護	令和5年8月31日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	エルルの訪問看護	米子市両三柳193-3	訪問看護	〃

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	西伯郡大山町富長755-5	介護老人保健施設サンライズひえづ	西伯郡日吉津村大字今吉202-1	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	令和5年7月15日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	エルルの訪問看護	米子市両三柳193-3	介護予防訪問看護	令和5年8月31日

鳥取県告示第444号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経小児科	肢体不自由	中村 裕子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	土江 宏和	〃
整形外科	〃	高須 勇太	〃
小児科	心臓機能障害	上榊 仁志	〃
循環器内科	〃	水田 栄之助	米子市皆生新一丁目8-1 山陰労災病院
〃	〃	尾崎 就一	〃
泌尿器科	じん臓機能障害	矢田貝 千尋	米子市上福原七丁目2-17 新開山本クリニック
外科	呼吸器機能障害	高木 雄三	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
遺伝子診療科	肢体不自由	栗野 宏之	米子市西町36-1

鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリ上山マデ1037の10
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第446号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町福成3293	わかとり作業所	西伯郡南部町福成3290-3	生活介護	令和5年9月1日